

J-PEC 第 1120-0002 号
制定 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 11 月 25 日
改正 平成 24 年 4 月 18 日
改正 平成 25 年 2 月 8 日
改正 平成 26 年 8 月 15 日
改正 平成 27 年 1 月 30 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日

補助金に係る財産処分等の承認基準

第 1 条 趣旨

この承認基準は、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業実施細則、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業および住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則（福島実証モデル事業を含む。）（以下、「交付規程等」という。）の規定に基づく財産処分について、承認基準を定め、承認手続き等の一層の弾力化および明確化を図るものとする。

第 2 条 財産処分の定義については、以下の通りとする。

- (1) 売却：補助対象財産の所有者の変更
 - (2) 譲渡：無償による補助対象財産の所有者の変更
 - (3) 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
 - (4) 貸与：補助対象財産の所有者を変更することなくリースまたはレンタルで貸し付けること
 - (5) 廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること
 - (6) その他：補助対象財産の移設で移設後の公称最大出力が申請時を下回る場合、および担保に供すること等
2. 財産処分を行う場合は、第 6 条補助金返還免除の特例を除き、当該補助金の返還を行うものとする。

第 3 条 承認の手続き

(1) 申請手続きの原則

補助事業者等が財産処分をする場合は、あらかじめ一般社団法人 太陽光発電協会（以下「JPEA」という。）へ交付規程等に基づく財産処分承認申請書を提出するとともに JPEA が定めた必要書類を速やかに提出することにより申請手続きを行う。ただし、災害等やむをえない場合は事後申請を認めるものとする。

(2) 承認

太陽光発電システム財産処分承認通知書の発行をもって行うが、JPEA が必要と認めた時は、条件を付すことができる。

第4条 補助金返還金額の算定について

当該補助金の返還金額については、以下の通りとする。

- (1) 売却の場合の返還金額は、残存簿価相当額に補助率（補助金交付額が補助対象経費に占める割合）を乗じて得た額とする。
- (2) 譲渡の場合の返還金額は譲渡時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (3) 交換の場合の返還金額は交換時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (4) 貸与の場合の返還金額は、リースまたはレンタルで貸付ける開始時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (5) 廃棄の場合の返還金額は、廃棄時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (6) 補助対象システムに申請時の公称最大出力を下回るような変更（移設または一部の取り外しによる太陽電池モジュール（太陽光発電用パネル）の枚数の減少等）を加える場合は、その変更時の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額に、減少した出力相当分を勘案した上で補助金の一部を返還するものとする。
- (7) 担保に供する場合は、担保権実行時に補助金を返還するものとし、返還金額は担保権実行時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (8) 財産処分における残存簿価相当額は、JPEAの定める方法により算定する。
ただし、法人等で「減価償却資産の償却方法の届出書」または「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」を関係機関へ提出している場合は届け出た方法により算定することができるが、法定耐用年数は17年とする。
- (9) 返還額を算定する算出期間は、工事完了日から財産処分実施日とし、月単位で算出するものとする。

第5条 補助金の返還について

補助事業者は、「住宅用太陽光発電補助金返還請求通知書」発行日から起算して、20日以内に記載されている返還金額を返還するものとする。

期間内に返還されない場合は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および補助金に係る執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づき、期限の翌日から未納に係わる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて徴するものとする。

第6条 補助金返還免除の特例

次に掲げる財産処分に該当する場合は、補助金返還を免除することとする。

- (1) 災害または火災によって使用できなくなった場合、もしくは立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄等
- (2) 道路拡張整備等の設置者の責に帰することができない事由によるやむを得ない取り壊し等

第7条 補助対象システムの管理・運用に関する変更等

次に掲げる補助対象システムの管理・運用に関する変更等を行う場合はJPEAの定める書面をもって申請または報告をするものとし、財産処分とは区別して補助金の返還を要しないものとする。ただし、提出された書面において記載事項が事実と反する場合は、この限りではない。

(1) 補助事業者の名義変更

次に掲げる補助事業者から親族等に電灯契約の名義を変更する場合であって、補助の対象システムに係る権利義務を継承する親族等が、当該対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図り、当該補助対象システムの処分に当たっては、第1条から第6条の適用を受けることを確約する場合。

- ① 補助事業者の死亡、またはこれに類する事情に起因した相続、財産分与等による名義変更
- ② 同居親族への名義変更
- ③ 補助事業者の親族として同居していた者への名義変更

(2) 当該システムが設置された家屋を貸家として賃貸する場合

ただし、補助事業者は自身が当該システムを運用していた時と同様な管理義務と適正な運用を図る義務を引き続き負うものとする。

(3) 設置する建物・場所等の変更に伴う対象システム移設の場合（ただし、第4条第6項の場合を除く。）

第8条 その他

JPEAは財産処分に係る申請において、補助事業者の死亡、行方不明、その他補助事業者にやむを得ない事情がある場合は、親族や関係者等にも協力を求めて、補助金返還または免除等の手続きを弾力的に処理するものとする。

附則

- 1 この基準は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改定は平成27年4月1日から効力を有するものとする。
- 3 改正前の補助金に係る財産処分等の承認基準の規定により行った行為は、改正後の財産処分等の承認基準の規定に基づいてしたものとみなす。